厚生労働省
熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
（局長　金成　真一）
令和７年５月19日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課　　長　　吉川　祐基
安全専門官　　近藤　邦博
（電話）０９６－３５５－３１８６
kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp

報道関係者　各位

建設業(土木工事業等)における死亡労働災害多発緊急警報発令します

～今年４月までに熊本県内の建設業における死亡労働災害が４件発生～

このたび、熊本労働局（局長 金成　真一）では、県内の建設業において死亡労働災害が多発していることを踏まえ、令和７年５月２０日から同年７月１９日までを期間とした『**建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（以下『建設業死亡災害多発緊急警報』という）**を発令します。

熊本労働局及び労働基準監督署においては、熊本県内の建設業関係団体等に対して、この緊急警報発令期間中の『特に徹底していただきたい７つの労働災害防止対策』について別添１のリーフレットを活用のうえ、周知及び指導を行います。詳細については裏面をご覧ください。

【建設業における死亡労働災害発生状況】

- ◆ 令和７年の建設業における死亡者数は４月までで４人（前年同期は０人）。
- ◆ 建設業における死亡者数４人のうち３人が土木工事業によるもの。
- ◆ 車両系建設機械の使用に当たって作業計画の策定及び立入禁止措置を行わなかったもの、土砂崩壊の危険性がある溝掘削作業において土止め支保工を使わなかったもの等、基本的な安全対策が徹底されていない状況が認められる。
- ◆ 死亡労働者の年齢別では、50代と60代の高年齢労働者の災害がある一方で、20代の若年労働者の災害も発生している。

【特に徹底していただきたい７つの労働災害防止対策】

- ◆ リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
- ◆ 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
- ◆ 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
- ◆ 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
- ◆ 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
- ◆ 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
- ◆ 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

熊本労働局及び労働基準監督署においての今後の取組

●熊本労働局における取組

以下の取組を実施します。

1 周知広報

建設業死亡災害多発緊急警報を発令したことを、局ホームページに掲載するとともに、別添１のリーフレット及び関係資料を掲載することにより広く周知します。

2 関係団体等への緊急要請等

５月21日（水）及び同月28日（水）、別添２の労働災害防止団体、事業者団体及び労働団体に対して緊急要請を行います。また、公共工事発注機関及び民間工事発注関係団体に対して協力依頼を行います。

3 各種会合等を活用した周知啓発

建設死亡災害多発緊急警報期間中、各団体の総会・協議会や安全大会等において別添１のリーフレットを活用し周知啓発を図ります。

●労働基準監督署における取組

建設業死亡災害多発緊急警報期間中、各署（熊本、八代、玉名、人吉、天草、菊池）において以下の取組を実施します。

1 監督指導

建設業に対する監督指導については、土木工事が行われている現場を中心に実施することとし、別添１のリーフレットを活用し『特に徹底していただきたい７つの労働災害防止対策』等が遵守されているか確認し、必要な指導を行います。

2 集団指導

建設関係工事関係者連絡会議をはじめ関係の会議等の場において、別添１のリーフレットを活用し『特に徹底していただきたい７つの労働災害防止対策』等の遵守等について説明・指導を行います。

3 その他

管内の状況を踏まえた取組を実施します。

・団体・企業の安全大会等の場における周知・説明（安全講話）
・土木工事が行われている現場に対する署長パトロールの実施　など

建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報発令中！

【発令期間：令和７年５月20日から同年７月19日まで】

別添１

熊本県内の令和７年の建設業における死亡災害は、４月末時点で４人（前年同期０人）となっており、大変憂慮すべき事態となっています。また、４人のうち３人が土木工事業においてのものです。

このため、熊本労働局では、建設業、特に土木工事業における労働災害防止対策を徹底するため、特に留意いただきたい事項を裏面のとおり取りまとめました。

各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

死亡災害の概要

①建設機械に轢かれる。

発生月：１月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：激突され
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

●災害発生状況
工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。

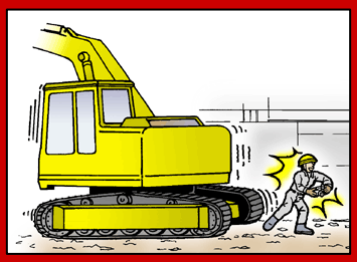

②建設機械とともに転落する。

発生月：２月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

●災害発生状況
くり畑で横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横わたっているところを発見され、死因は外傷性のものであった。

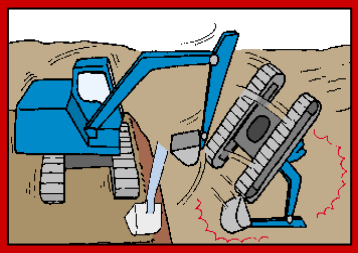

③型枠の取り外し作業中、コンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

発生月：４月
業種：土木工事業
年齢：20代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：建築物・構築物

●災害発生状況
２人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いていたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

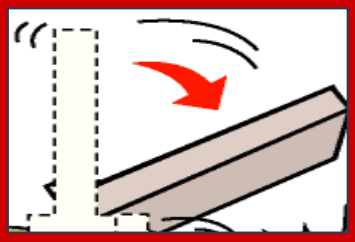

④深さ３ｍの掘削箇所にて作業中、土砂崩壊が発生し生き埋めとなる。

発生月：４月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：地山・岩石

●災害発生状況
造成工事において掘削作業中、深さ３~４ｍの掘削箇所に進入していたところ、片側切面の土砂が崩壊し２名が被災し、うち１名が生き埋めとなり死亡。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
熊本労働局労働基準部健康安全課

建設業の労働災害を防止しましょう！

（点検実施日　　年　　月　　日）

	チェック項目（できている場合にチェックしてください）	☑
1	高さ２メートル以上の場所で作業を行う時に、幅４０センチメートル以上の作業床、高さ８５センチメートル以上の手すり、中さん等の設置、開口部への囲い及び墜落制止用器具等を使用していますか？	□
2	はしごや脚立等を使用する時に、はしごの上部、下部の固定状況などの確認や転位防止、開き角度を75度以下にする等の措置を行っていますか？	□
3	建設機械やクレーン等を使用する時に、周囲の作業員と接触させないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置する等の措置を行っていますか？	□
4	建設機械で作業する時に、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業者全員に周知していますか？	□
5	建設機械の運行経路について、路肩の崩壊の防止や、地盤の不動沈下を防止すること等の措置を行っていますか？	□
6	建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所で建設機械を使用する時に、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用していますか？また、運転者にシートベルトを使用するよう教育していますか？	□
7	明り掘削の作業において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがある時に、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の危険を防止するための措置を行っていますか？	□
8	クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げ作業を行う時に、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードにしていますか？	□
9	若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育及び加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策を行っていますか？	□
10	暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策及び熱中症の重篤化を防止する対策（報告体制、手順作成、関係労働者への周知）を行っていますか？	□

別添２

● 労働災害防止団体（１団体）

- **建設業労働災害防止協会熊本県支部**

●事業者団体（７団体）

- 一般社団法人熊本県建設業協会
- 熊本県管工事業組合連合会
- 一般社団法人熊本県造園建設業協会
- 一般社団法人熊本県法面保護協会
- 一般社団法人熊本県道路舗装協会
- 熊友会型枠協同組合
- 一般社団法人　九州林業土木協会

●労働者団体（２団体）

- 全日本建設交通一般労働組合　九州支部
- 日本労働組合総連合会　熊本県連合会

●民間工事発注関係団体（４団体）

- 熊本県経営者協会
- 熊本県中小企業団体中央会
- 熊本県商工会議所連合会
- 熊本県商工会連合会

●公共工事発注機関（６２団体）

- 国土交通省九州地方整備局

  熊本営繕事務所、熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、八代復興事務所
  熊本港湾・空港整備事務所、阿蘇砂防事務所、菊池川河川事務所

- 農林水産省九州農政局

  農村振興部、土地改良技術事務所、八代平野農業水利事業所、宇城農地整備事業所
  八代海岸保全事業所

- 九州森林管理局
- 熊本県

  企業局、土木部、農林水産部

- 地方共同法人　日本下水道事業団　熊本事務所
- 市町村

  熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市
  宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町
  菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町
  甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村
  五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町